

国海環第72号
平成30年12月14日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

石原 彰



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に
関する規則の一部改正について（通知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に
関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部改正が本日公布されましたの
で、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の 検査等に関する規則の一部改正について

1. 改正の背景

船舶から放出される窒素酸化物（NO_x）を削減するため、海洋汚染防止条約附属書VI第13規則により、船舶で使用する原動機からのNO_x放出量が規制されている。同規制について、北米海域や米国カリブ海海域などの排出規制海域（ECA）においては、一般海域よりも厳しい放出規制（3次規制）が適用されている。

今般、平成29年7月に開催された国際海事機関（IMO）の第71回海洋環境保護委員会（MEPC）において、ECA内の造船所等で船舶が新造されるとき又は改造、修理若しくは整備を受けるときに一時的にECAを航行するものについては、当該航行の間3次規制の適用を免除することとする海洋汚染防止条約附属書VI第13規則の改正が採択され、平成31年1月1日に発効予定である。

2. 改正の概要

上記改正を担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）において、ECA内の造船所等で船舶が新造されるとき又は改造、修理若しくは整備を受けるときに一時的にECAを航行するものを、当該航行の間、3次規制の適用を免除するよう改正を行う。

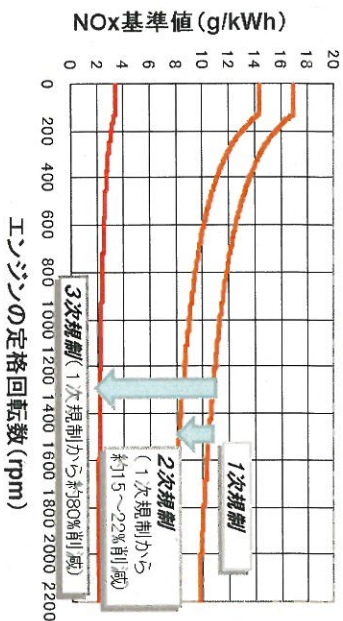
3. スケジュール

公	布	平成30年12月14日
施	行	平成31年1月1日

NOx3次規制の適用免除の概要

船舶の窒素酸化物 (NOx) 規制 (MARPOL 附属書 VI) : 1997年採択

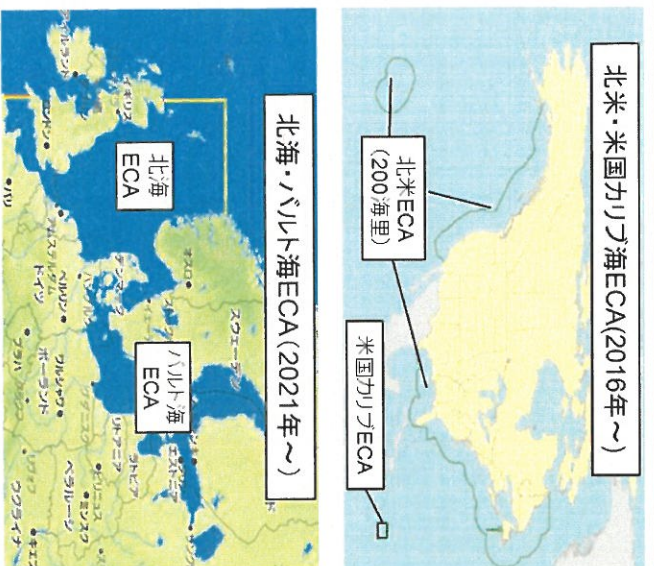
- NOxは呼吸器に悪影響を与える大気汚染物質。
- 新造船に搭載される出力130kWを超えるディーゼルエンジンを規制。
- エンジンの定格回転数に応じ、定格出力当たりのNOx排出量の上限值を設定。
- 一般海域においては、段階的な規制強化(1次規制、2次規制)、排出規制海域(ECA: Emission Control Area)においては、3次規制を実施。



建造年	2000年	2010年	2011年	2015年	2016年	2020年	2021年
一般海域	1次規制	1次規制	1次規制	2次規制	2次規制	2次規制	2次規制
指定海域			北米・米国カリブ海 2016年1月1日よりECAに指定			北海・バルト海 2021年1月1日よりECAに指定	3次規制

※1 1次規制について規定された改正海洋汚染防止条約 (MARPOL 条約) 附属書 VI は、2005年5月19日に発効。同日以降2010年12月31日までに建造に着手した内航船及び2000年1月1日以降2010年12月31日までに建造に着手した外航船が1次規制の対象 (外航船は避及適用)。

※2 2017年7月に開催された第71回海洋環境保護委員会 (MEPC71)において、2021年1月1日より北海及びバルト海を新たに指定海域に追加するためのMARPOL条約の改正が採択された。



適用免除の概要

2017年7月に開催された第71回海洋環境保護委員会 (MEPC71) において、ECA内の造船所等で新造されるとき又は改造・修理若しくは整備を受けるときにECAを航行する船舶について、下記条件を全て満たしている場合に、3次規制の適用を免除するMARPOL条約附属書VIの改正が採択された。 (2019年1月1日より適用)

- **免除条件**
 - 原動機が2次規制に適合していること。
 - ECA内の造船所等へ直接出入りし、免除期間中に貨物の積み下ろしをしないこと。
 - ECA内の造船所等の所在する国が特定の航路要件を定めている場合は、それに従うこと。

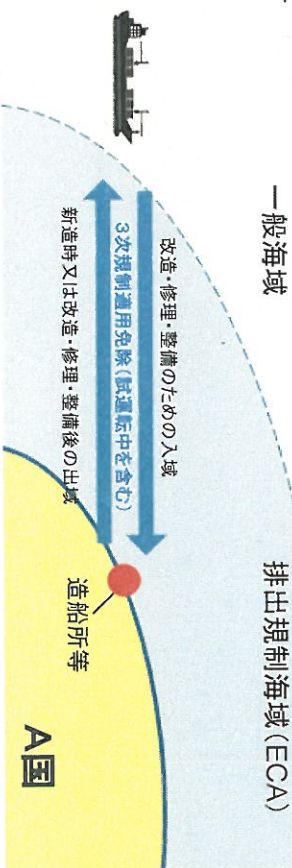


図. 3次規制の適用免除